財産税(償却資産)に係る海外実態調査票

〇調査方法

- ・本調査票の質問に対して回答(併せて送付している 2014 年調査の回答がその後 変更となっていればその理由も回答)
- ・あわせて、当該国の財産税の具体的な評価方法を定めたもの(日本でいう「固定資産評価基準」など)を原文で収集する他、参考としたウェブサイトの URL を提示

2014 年調查対象国

アメリカ(カリフォルニア州、ヴァージニア州、オレゴン州)、イギリス、韓国

本調査の対象とする「償却資産」について

日本においては、土地、家屋及び償却資産に対して固定資産税が課せられています。

また、固定資産税は、固定資産の所有者に対し、その所在市町村が課税しています。 日本では、「償却資産」の範囲は、税務会計上の有形減価償却資産のうち、家屋 を除くものとしています。

「「家屋」とは、①土地に定着する建造物で、②屋根、周壁を有し、③居住、作業、 貯蔵等の用に供するものとしています。また、家屋に取り付けられた一定の設備(電 気や電話の配線、水道やガスの配管等) は、家屋として課税しています。

日本では、償却資産に対する課税は、時価評価された資産価格に一定の税率を乗じることとしています。

また、償却資産の評価方法は、償却資産の取得価格から、所得課税で用いる耐用 年数に応じた減価率を使用し、経過年数に応じた減価額を控除して、残価(現在価値)を求める方法としています。

本調査は、貴国の財産税制度全体の基本的な仕組みについて伺った上で、特に償却資産について、課税対象範囲や評価の基本的な仕組み、所得課税における減価償却制度との関連性等について調査し、我が国と、諸外国における償却資産に対する課税の仕組みの違いを調査するものです。

調査票の記入について

- ・選択肢によるものは選択肢で回答し、()内に記入を求めるものは回答を文章で回答してください。
- ・本調査票では、まず、財産税制度全体に関する調査を行い、続けて償却資産に対する課税に関する調査を行います。

- Q1 財産税制度全体の基本的な仕組みについて
 - (1)-1 次に掲げる財産に対して、税を賦課する制度があるか(これらを別々に評価・ 課税している場合も、一体として評価・課税している場合も、各々該当があれ ば〇を付けてください。)
 - ・土地・家屋・償却資産ア ある
 - ※償却資産について、イと回答した場合は、Q2以降の回答は必要ありません。

イ ない

イ ない

イ ない

- ※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。
- (1)-2 (1)-1 で「ア ある」と回答した場合の税の名称 例: property tax(アメリカ)

Précompte immobilier (固定資産税 ベルギー)

(2) 財産税(土地、家屋以外の償却資産)を課しているのは、どのレベルの団体か (該当する欄に〇を記載し、ウの場合には欄内に具体的に記載してください。)

資産の種類 選択肢	償却資産
ア 郡・県レベル (広域的自治体)	州(付加税*として)
イ) 市町村レベル(基礎的自治体)	コミューン(付加税*として)
(ウ) その他	地域政府
(具体的に)	(注) ベルギーは3つの言語共同体政府及び3つの地
	域政府を包含する連邦制国家であり、地域政府は経済、
	都市計画、環境、労働等を担当する。

※4ページの末尾の【注記】を参照ください。

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(3) (2) の課税団体は課税対象資産の価格をどのように求めるのか (3) (3) (3) の課税団体は課税対象資産の価格をどのように求めるのか 該当する欄に〇を記載し、イ~オの場合は、欄内にその価格の決定方法を具体² 的に記載してください。

資産の種類 選択肢	償却資産
ア「取得価格方式」(取得 価格を基礎とした評価)	
イ「基準価格方式」(取得 価格を補正したものを 基礎とした評価)	
ウ「賃貸価格方式」(賃貸 市場がある資産の賃貸価 格を評価額とする)	理論上の「不動産収益」による。 「不動産収益」とは、投資価額または原価の30%に、改造費用や取得年、物価変動等を考慮して使用価値が決定され、これに5.3%を乗じた金額。
エ「市場価格方式」(取引 市場がある資産の市場 価格を評価額とする)	
オーその他(具体的に)	

、 ※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(4) (2) の課税団体は財産税(償却資産)について、税率をどのように設定しているか

ア 一定 (%)

① 複数 (最小 %(~最大 %)) <複数の場合の具体的な説明>

「・ワロン地域: 1.25%

・ブリュッセル首都地域:(2017年に償却資産への課税を廃止)

・フランドル地域: 3.97%

「※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。〕

ブリュッセル首都地域が課税を撤廃した理由は不明。ただし、元来ブリュッセル首都及びワロン地域政府は、地元企業の競争力強化や企業誘致の促進のために企業の設備投資等に対する数多くの課税免税措置を有するとともに、税率も長年引き上げていないという状況は見受けられる。

- Q2 課税対象となる償却資産について
 - (1)-1 財産税が課される償却資産について、その対象範囲等はどのように決められているか
 - (ア)対象となる資産が個別具体的に決められている
 - イ 個別具体的ではなく、課税対象となる資産の条件(範囲)を決めている
 - |※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。
 - (1)-2 上記でアの場合は具体的な資産について、イの場合は具体的な資産の条件 (範囲) を挙げてください。
- (機械設備[工業、商業、手工業に有益な装置、機械及びその他の施設を指し、 これには社屋、保管所やそれらに必須の付属施設を除く])
 - ※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。
- 【注記】 ベルギーには、連邦政府や地域政府が課税する税に、コミューン等の地方団体が独自の税率を上乗せして課税する付加税と呼ばれる制度がある。この枠組で、地域政府が課税する固定資産税に対し、地方団体が議決により税率を決定して上乗せして課税することができる「固定資産税に対する付加税(centimes additionnels au précompte immobilier)」が存在する。地方団体は、地域政府の税額に一定の税率を乗じる方式で課税する。

【参考にした主なウェブサイト】

- -https://finances.belgium.be/fr/particuliers/habitation/precompte_immobilier
- -https://fiscalite.brussels/fr/le-precompte-immobilier
- -https://finances.wallonie.be/home/fiscalite/precompte-immobilier.html